

政治参加の多様化を構想しよう

―選挙のあとに天ぷらそばを食べるには

佐藤 克 廣

はじめに 政治参加とは

統一自治体選挙が終了し、本号でも識者の座談会が特集に組まれている。選挙が民主政治における重要な政治参加^①の機会であることは論ずるまでもないであろう。とはいえ、英国の政治学者が言うように「政治とは、その成り立ちからして、失望するように出来ている。集権的な決定の仕組みという点で、政治はそもそも統制的である。政治に参加することは、必要となるコミュニケーションの幅と質から考えても、時間がかかり、困難なことである。政治過程の結末は、スッキリするものではなく、ほとんど錯雑した妥協である。」^②

ただ、こんなに我々は政治から多くの影響を受けずに生活できるわけではない。そして、その政治に参加する機会もある程度は与えられている。では、「政治参加」という言葉から何をイメージするであろうか。邪道ではあるが、最近話題の二つのテキスト生成AIに「政治参加とは何です

か？」と質問をしてみた。AIはそれぞれ以下のような回答を生成してきた。^③

まずは、ChatGPT[®]。

「政治参加は、一般的には個人またはグループが政治的なプロセスや活動に参加することを指します。政治参加は、民主的な社会において重要な要素であり、市民が政治に関与し、政治的な意思決定に影響を与える機会を持つことを促進します。」

政治参加にはさまざまな形態があります。一般的な政治参加の形態には、選挙に投票すること、政治的な組織や党に参加すること、政治的なディスカッションやデモに参加すること、署名活動や市民団体への参加、メディアを通じて政治的な意見の表明などがあります。

政治参加は、個人またはグループの関心や価値観に基づいて行われることがあります。参加することで、個人やグループは自分たちの利益や懸念を表明し、政府や政治的な機関に対して影響を与えることを目指すことができます。

きます。政治参加は、社会の意識を高め、政策決定に対する市民の声を反映させる重要な手段となります。

政治参加は民主主義の基本的な原則であり、市民が自身の意見や利益を主張する権利を持つことを確保します。政治参加は、社会の発展や変革を促進し、より包括的な政治的な意思決定を実現するための重要な手段となります。」

次にGoogleBard[®]。

「政治参加とは、一般市民が政府の政策決定に影響を与えるために行う活動のことです。政治参加には、投票、署名活動、デモ、ボランティア活動、政治団体への加入など、さまざまな形態があります。」

政治参加は、民主主義の重要な要素です。政治参加によって、市民は自分の意見を政府に伝え、政策の決定に影響を与えることができます。また、政治参加は、市民の意識を高め、社会をより良い方向に導く力にもなります。

近年、日本では政治参加の低下が懸念されています。投票率の低下や政治への関心の低下などがその原因として挙げられています。政治参加を促進するためには、市民に政治の重要性や政治参加のメリットを理解してもらうことが重要です。また、政治参加がしやすい環境を整えることも重要です。

政治参加は、私たち一人ひとりの権利であり、義務です。私たちは、自分の意見を政府に伝え、政策の決定に積極的に参加し、より良い社会を築いていく必要があります。」

このほかにも、テキスト生成AIそれぞれに対して「政治参加と住民参加の違いは何ですか?」「選挙における投票以外に政治に参加したい場合にはどのような方法がありますか?」と質問を投げかけてみたところ、二つのテキスト生成AIでは若干異なるものの、似たような回答が打ち出されてきた。⁴

何度か同じ質問をしているとGoogleBardでは、政治参加手法の一つとして「地域のコミュニティ活動に参加する」が出てきたものの、どちらのテキスト生成AIでも政治参加手法の一例として「市民参加」や「住民参加」が言葉としては出てこなかったのが、ちょっと残念ではあった。

政治参加の多様性

「政治参加」という言葉が何を表すのかを探る

のにテキスト生成AIを使う必要はないとも言える。しかし、政治参加といえば選挙と短絡的に考える、というか体感している人が多いように思われる。選挙結果には一喜一憂するものの結果は出たと諦める有権者、投票には行くものの当選した政治家は結局自分に都合のいいように世の中を動かしていると考える有権者、選挙後は政治は政治家にまかせておけばよいとする有権者や政治家、これらの人々はいずれも選挙には意味を見いだすものの、政治参加をそこで終わらせてしまっているとも言える。さらには、他の用事と投票とを天秤にかける有権者、政治は自分には関係ないと選挙にも行かない有権者、選挙で世の中を変えられないとテロに走る者、そもそも政治には全く無関心な者もいる。

選挙が政治参加の重要手法であることを否定するわけにはいかない。政治家や政治活動を生業としている人達以外の人々にとって、政治に関わることは手間暇のかかることであり、その余裕を生み出すのも容易ではない。多くの人々が選挙結果に満足し、政治に満足しているのなら選挙は政治参加の手法として大成功していると言える。だが、選挙は成功しているのだろうか。北海道世論調査会のまとめを見ても、ここところ内閣支持率は半分を切ったまま推移している。世論調査に見られる内閣支持率は、多くの人々が直近の選挙結果を反映して成立している現政権に満足しているわけではないことを示している。

このようないくつかの現象を目の当たりにすると、選挙には限界があり、選挙における投票以外の政治参加手法にもっと目配せをしても良いのではないかと感じるであろう。そこで、選挙以外の政治参加手法、特に市民参加や住民参加と呼ばれる手法の重要性を改めて想起させることが、本稿のテーマである。

選挙の限界

まず、政治参加の最も重要な手段とされる「選挙」について、十全な政治参加の方法であるかと問えば、そうではないとの回答が多くなるであろう。そこで、政治参加の道具としての選挙にどのような問題があるのかを考えてみよう。もちろん、政治参加の重要な要素である選挙による投票を否定するものではない。なお、ここでは、選挙は、一定の年齢以上を有権者⁵として公正におこなわれていることを前提とする。一票の価値の違い、選挙権・被選挙権年齢の違い、投票率の違い、無投票当選、投票方式の違い、世襲等の問題については、論じない。端的に言えば、日本を含む自由主義国で通常定期的・臨時的におこなわれている選挙を念頭に置くこととする。

では、選挙には問題ないではないかと反論が来そうである。ここで論ずるのは、選挙そのものが持つている限界である。それは、どんなに公正に、公平に選挙がおこなわれているとしても生じてし

もう問題である。

選挙は、当該選挙に立候補した候補者の中から有権者が適任だと判断する人に投票し、その投票数多寡を基準に当選者を選出する方式である。通常は、同一形態の選挙（国会議員選挙・自治体議会議員選挙・自治体の長の選挙等）は、四年や三年といった一定の期間を経ておこなわれる。この選挙において、一般には有権者は、選挙以降の任期期間に候補者がどんな活動をしてくれるのかを選挙公報・公約や報道等で推測し、どの候補者が自分の想定する社会状況を実現してくれるのかを考えて投票する、ないし、そうしたことを考えて投票すべきだとされている^⑤。

ではどこに根本的問題・限界があるであろうか。

第一に、選挙がおこなわれる時には想定していなかった事態が生じることがあるのに、選挙は果たしてそうした変化に対応しうるか、という問題がある^⑥。現代社会は時に想定外の急激な変化に見舞われることがあるのは、いくつかの事例を挙げなくても自明であろう。選挙で掲げられる公約等は、通常その選挙時点での社会状態を想定し、それをどのように変化させるか、あるいは、変化させないかを訴えるものである。自然災害等こんなにちでは多少なりとも予定されている突発的な変化はあり、その場合にどういった対策をとるかについては、公約等に記載していることもあれば、突発的に起こるかもしれない災害等よりも日頃の生活が重要だとして、そうした突発的事象への対

応については後景に退ける場合もある。そうした場合には、福祉・教育といった、通常の生活に関わる項目を重視した公約となるであろう。

仮に、選挙と選挙の間に突発的事態、選挙時点では想定されていなかった事態が起こった場合、有権者は、直近の選挙時点とは異なる判断、すなわち、異なる候補者を選ぶかもしれないが、当該事態への対応は、その事態を想定していない時点でおこなわれた選挙で選ばれた人々がおこなうことにならざるをえない。当該事態については、有権者は当選した候補者に白紙委任したことになる。つまり、有権者の声を聞いた判断という選挙の擬制は、擬制ですらなくなる。

また、これに関連し、選挙がおこなわれる時期に注目され話題となつている事項に投票結果が影響を受けることもありうる。この場合も、選挙結果は、正しく将来を見据えたものとはならない可能性がある。

選挙の第二の限界、そしてより重要だと思われる限界は、有権者は、公約に並べられたリストすべてに賛成するからその候補者に投票するとは限らないことである^⑩。

候補者が示す公約には、経済政策、まちづくり政策、高齢者福祉政策、児童福祉政策、少子化対策、防衛政策、原子力発電政策、放射性廃棄物政策、等々、多くの種類の政策課題についてリストが並べられるのが一般的である。また、それぞれの政策課題について公約なり見解を示すことが候

補者には要請される。現実には選挙のたびごとに各候補者から公約が示されてきている。それらすべてに候補者としての見解を開示する必要は必ずしもないが、ある政策課題に無回答ないし無頓着であることも有権者の判断に影響する。

各候補者の公約リストについて抽象化して図表化したのが図表1である。このとき、有権者は、ある候補者の公約リストにすべて賛成であるなら幸いである。しかし、どの候補者の公約リストにも有権者が賛成の項目と反対の項目とがあったとしたら、有権者はどのように投票先を決めるであろうか。こうした公約リストの各項目の一部分と有権者の選好との乖離は一般的に生じうると考えられる。

候補者の公約リストの一部分と自身のその政策

図表1 各候補者の公約

	A候補	B候補	C候補	D候補	...
政策O	AO	BO	CO	DO	...
政策P	AP	BP	CP	DP	...
政策Q	AQ	BQ	CQ	DQ	...
政策R	AR	BR	CR	DR	...
政策S	AS	BS	CS	DS	...
...	...	...	...	...	...

備考：候補者Aの政策Oについての公約をAOとしている。以下、順次同様。

〔出典〕筆者作成

選択肢への選好が異なった場合、有権者はどのような投票行動を取ると考えられるだろうか。一つは、自分にとって重要と考えられる政策課題について、自分の考えと合致する候補者に投票する方法がある。自分にとって重要でない政策課題について、当該候補者の公約内容は意に沿わないものだったとしても、それは敢えて無視するか、あるいは、重要だと思えない政策課題にはそもそも関心を示さないかもしれない。

別の投票先の決め方としては、各種の政策課題それぞれについて、自分の考えと一致しているかどうかを検討し、特にどの政策課題かに軽重をつけることはせず、自身の考え方と一致する政策課題の数が最も多い候補者に投票する方法がある。図表2は、この投票先選択方法の場合を想定している。

中には、どの候補者の公約リストにも自分の見解と異なる部分があることを潔しとせず、多くの項目には賛成できるが、すべてには賛成できないため「棄権」という選択をする有権者もいるかもしれない。

さて、当選した候補者は、ではどのように選挙結果を捉えるであろうか。当然ながら、自分の示した公約リストに賛成するからこそ有権者の多くは自分に投票してくれたのだと考えるであろう。そして当選者のその後の政策選択は、当然ながら自身が公約で提示した政策判断に基づいておこなわれる。ところが、図表2に示したように、当選した候補者が示していた政策選択のそれぞれに賛

図表2 有権者の選好と投票行動及び当選者の政策選択への賛同者数

	有権者1	有権者2	有権者3	有権者4	有権者5	有権者6	有権者7	有権者8	...	政策選択	賛同者数	最多選択肢
政策O	AO	CO	AO	CO	BO	CO	BO	AO	...	AO	3	AO・CO
政策P	CP	BP	AP	DP	CP	CP	AP	CP	...	AP	2	CP
政策Q	AQ	BQ	AQ	DQ	BQ	BQ	AQ	BQ	...	AQ	3	BQ
政策R	AR	BR	CR	DR	CR	CR	DR	AR	...	AR	2	CR
政策S	DS	DS	AS	DS	BS	CS	AS	AS	...	AS	3	AS・DS
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
投票先	A候補	B候補	A候補	D候補	B候補	C候補	A候補	A候補	...	当選者＝A候補(4票)		

備考：選挙区から一人の当選者が出るものとし、有権者は自分の政策選好と合致した公約内容が最も多い候補者に投票するものとする。

〔出典〕筆者作成

同する有権者は、有権者全体の半分に満たないものばかりであることさえ考えられるのである。さらに、有権者の支持が多い選択肢は、図表2に例示したように、政策課題によつては当選した候補者の政策選択肢ではないものである場合も出てくる。当選者の示したある政策については、投票者・有権者のほとんどが賛成していなくとも、その他の政策への選好の都合で多くの票が集まって当選したのかもしれない。

このような状況では、有権者側は、当選者が自身の示した公約の実現を図ろうとするのを見て「公約を実施しようとしないう政治家」と見るかもしれない。なぜなら、一票を投じた当選者が、有権者自身が考えていたのとは異なる政策を進めようとするからである。当選者の行為は「公約を実施していない」のではなく、有権者側の投票時の認識の誤りを反映しているに過ぎないとも言える。それでも、有権者は釈然とはしないであろう。

一方、当選者は、多くの人のから反発を招きそうな当該政策課題も、「支持を得られた」として自分の思い通りに進めようとする。それなのに、当該政策課題への対応策に反発が多くなると、批判を受けた当選者側は「有権者は自分に票を入れてくれたはずなのになんてわがままな人達なんだ」と考えるかもしれない。

ここに有権者と候補者・当選者との大いなるギャップが生じる。選挙は、それがいかに公正におこなわれたとしても上記のような限界をもつ政

治的意見集約、すなわち政治参加の手段であることを、我々は自覚しなければならない。また、こうした選挙の限界が「候補者のなり手不足」「投票率の低下」などの、特に自治体選挙において指摘される問題を生み出している可能性もある。

住民参加・市民参加

選挙が構造的に限界のある政治参加手段であるとするならば、選挙以外の政治参加でその限界を補完しなければ、我々は民主主義を守ることができないとも言える。そうした政治参加手法には、テキスト生成AIが示すように、あるいは、テキスト生成AIに教えてもらわなくても、多様な手段がありうることを我々は知っている。伝統的な街頭でのデモンストレーションや比較的最近可能となったSNSでの発信も、政治が解決すべき課題に多くの人々の関心を引きつけ、問題の所在を明らかにし、なんらかの解決策を提示し、解決策への支持者を増やし、政治家の対応の変化に結びつける手法としては見逃せない手段である。

しかし、ここでは、選挙と選挙との間に継続的におこなわれうる住民参加・市民参加の重要性を指摘したい。もちろん、住民参加・市民参加の必要性は、日本においても少なくとも一九六〇年代後半には論じられ始めている。^⑪ 西尾勝は、早くも一九七一年に住民参加の包括的分類として「運動」「交渉」「参加」「自治」の四類型を示して論じて

いる。^⑫ また、住民参加・市民参加が先進諸国共通の課題であることについて、西尾勝は「一九六〇年代以降先進諸国に現れた『参加と分権』の動向には、(中略)代表制民主主義を活性化する方法として、あらためて市民参加が強調されている。」^⑬とも述べている。また、市民参加の議論の際にしばしば引き合いにだされるアーンステインの市民参加類型が発表されたのは一九六九年であった。^⑭

これに関連して「民主主義は統治者を選ぶ機会として正当化されるのではなく、発言する機会を持つことによつて正当化される。」とするジェリー・ストーカーの議論にも我々は耳を傾けなければならないだろう。

以上のように、住民参加・市民参加の必要性については、すでに百万言が費やされてきたと思えるのだが、現実には汎用性のある住民参加・市民参加が実施されているかどうかについては、判断の難しいところである。石狩市のように詳細な市民参加条例を定めている自治体もあるが、札幌市のように「自治基本条例」では、「市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。」(札幌市自治基本条例第二十一条第七項)と定められているのに、市民参加条例を制定していない場合もある。^⑮

住民参加・市民参加の原則

住民参加・市民参加を制度化すると言っても、

実際にはそれほど簡単ではない。^⑯ といった原理・原則にしたがつて制度設計をおこなうのかをわきまえておかねければ、せっかくの住民参加・市民参加制度も使い勝手の良くない制度、多くの人に不満を抱かせる制度になりかねない。原則は重要である。

ここでは、住民参加・市民参加の原則を掲げるものとして、アメリカ合衆国の「全国討議及び熟議協会」(the National Coalition for Dialogue & Deliberation)と「公衆参加のための国際協会」(the International Association for Public Participation)が共同で発した『市民参加のための基幹原則』(Core Principles, for Public Engagement)の提案を紹介しよう。^⑰ この提案は、オバマ政権が二〇〇九年一月二二日に発表した「透明で開かれた政府の構築宣言」に基づいて二〇〇九年二月から始められた「市民参加原則プロジェクト」(the Public Engagement Principles Project)の成果である。

このプロジェクトでは、いくつかの小グループが作られ、ウェブも利用され多くの人びとが、市民参加のさまざまな水準や形態について議論に参加し、市民参加の原則をどのように形成すべきかが検討された。つまり、参加原則を作成するメタレベルでも多くの市民参加がおこなわれた。また、市民参加や、取り上げられた原則に批判的な人びとも参照可能で、専門家も交えた議論が何度も行われ、そうした成果がワーキンググループによって整理されたものである。

この提案では、市民参加を実りあるものにするための七つの原則を掲げている。それらの七原則は、以下のとおりである。^⑩

第一原則 注意深い計画及び準備

明確に示された参加目的の達成及び参加者ニーズの充足の双方に役立つ基盤となる参加過程の設計、組織化、会議手法を含む、適切で包括的な計画策定を保証すること。

第二原則 包括性及び社会経済的多様性

結果の質と民主的正統性を得るための土台として、多様な人びと、多様な意見、多様なアイデア、多様な情報を公平に組織化すること。

第三原則 協働及び目的の共有

共通善 (the common good) をすべての人びとが増進していけるように、参加者、政府、そして社会組織を支援し、奨励すること。

第四原則 開放性及び学習

すべての参加者が、お互いの主張を聴きあうこと、想定されていた結論によって束縛されない新しいアイデアを探索できるようにすること、新しい選択肢を生み出すような情報を学び適用できるようにすること、市民の参加活動を効果に基づいて厳密に評価できるように手助けすること。

第五原則 透明性及び信頼

参加過程を公開し透明化するとともに、

オーガナイザー、スポンサー、結果、及び、表明された見解とアイデアの影響範囲についての公式記録を提供すること。

第六原則 効果及び行動

各人の一つ一つの参加活動が違いを生み出す潜在力を持ち、参加者たちがその潜在力を自分たちが持っていることと知ることを保証すること。

第七原則 持続可能な関与及び参加文化

持続可能な質の高い市民参加を支援する事業や組織化を図るとともに、参加文化を促進させること。

これらの原則は、あるいは特に目新しいとは言えないかもしれない。しかし、慎重さを欠く制度設計は、住民参加・市民参加への失望を生むことになりかねない。これらの原則を踏まえて、住民参加・市民参加の制度設計をおこなうことが求められる。

政治参加の意義

政治参加を考える上で忘れてはならないことは、選挙により代表者を選び、代表者に一定の政策判断をまかせることは、これまでもおこなわれてきたし、今後も継続していく基幹となる政治参加手法であるということである。日常の生活をおこなう住民・市民がそれに加えて各種の政治判断・

政策判断もおこなわなければならないとなれば、その負担は大きすぎる。その政治判断や政策判断の責任まで問われるとなれば、かえって住民・市民を政治参加から遠ざけてしまう結果となりかねない。

だからといって、代表者である政治家にすべての判断をまかせることは、代表者を選ぶ方法である選挙の構造的欠陥ともいえるべき問題を無視してしまうことになってしまう。

選挙の欠陥を修復しつつ、いかに住民・市民の政治へのある程度の満足感を満たすことができるのか、課せられた課題である。そのためには、我々には「発言する機会を持つこと」が重要なのである。政治への一定の信頼がなければ、政権の指し示す政策や言動に多くの人々が賛同せず、政府政策は実現が困難となる。これに対して、どうしても自分たちの掲げる政策を実現したいと考える政権は、強権を発動して従わない人々を無理矢理従えようとする方向に向かうであろう。これは、独裁国家や強権国家への道である。民主主義に絶望せず、強権国家に向かわないようにすることが我々に課せられた義務である。

おわりに

最後に、副題の意味は、政治という難しそうなテーマを戯画化してわかりやすくしようとする試みである。

が失望してしまうのは仕方がない。

すでに述べたように、選挙は、多くの人々のおかたの嗜好を示す。ただし、個別に見るとみんなが一致しているわけではない。麺類がよいか、寿司がよいか、和食がよいか洋食がよいか中華がよいか、パンがよいかを選択肢として、麺類がよいとする票が、他よりも少し多ければ、麺類派が勝ったことになる。

選挙は、だいたいの意向、だいたいの方向性（麺類がよい）を決めているだけであるとも言える。また、選挙で多くの票を集めるには、本当は麺類派であっても、寿司もいいですね、洋食けっこうけっこうと愛想を振りまくのがよい。

加えて、麺類派が勝ったのだから有権者（住民・国民）は麺類を好むのだからとばかり全員をラーメン店につれて行ったらどうなるだろう。寿司派、洋食派、和食派等々麺類を選ばなかった人たちからは不平不満が出るのは明らかである。

では、麺類派は、みんながラーメン店に入ったことを喜ぶであろうか。麺類と言ったって、ラーメンを食べたいわけではない、蕎麦を食べたかった、うどんを食べたかった、スパゲッティを食べたかったとする人たちが出てくるだろう。ラーメン派であったとしても、この店ではなく、こだわりのラーメンがよいか、塩（醤油・味噌）ラーメン専門店、札幌ラーメン専門店、博多ラーメン専門店がよいと、論争が起こるかもしれない。

選挙は、いわばこうした「雑な」選択なのである。それを補完する仕組みがなければ、多くの人が

太郎 この間千円払えば麺類を食べさせるっていう由兵衛と千円払えば洋食を食べさせるっていう安兵衛がいてね。おりゃあ知っての通り天ぶらそばには目がないってもんだから、由兵衛に千円払って行って行ったわけよ。

花子 うんうん。そしたらどうしたの。

太郎 ところがよお。ラーメン屋に連れて行かれて、さあ食えちゅうもんだから参ったよ。そばはねえのかと声を荒げたらなんと由兵衛の野郎どう答えたと思う。

花子 そばにはねえ。

太郎 馬鹿いつてんじゃないよ。由兵衛の野郎、おめえ様は麺が食いたいから俺に付いてきたんだろ。だからラーメン屋に連れてきたんだ、ラーメンも立派な麺だと抜かしやがんだよ。

花子 アーメンは麺じゃないねえ。

太郎 どつくぞ。俺は麺好きだけど、天ぶらそばが食いたいで、ラーメンは食わんのよ。だからそう言ったら、由兵衛の野郎、だつて麺を食べさせるとは言っただけぞそばを食べさせるとは言っつてねえよつて抜かしやがるんだ。話が違つて怒鳴つたら、出るとこ出て決着つけましようか、と開き直りやがった。

花子 そりゃあラーメンも麺には違いなんじゃない。早とちりしたあんたが良くないんじゃない。

の。先様は嘘はついてないようにも見えるがねえ。

太郎 じゃあなにかい。おいらがすべて悪いってかい。

花子 まあそうなるかねえ。悪い奴について行つたと諦めるしかないんじゃないの。

太郎 おめえまでそうぬかしやがんのかい。腹の虫が治まらねえつてもんだ。けど腹は減つてるし、仕方がねえからラーメン食っちゃつたのよ。

花子 一杯食わされたか。

へさとう かつひろ・北海学園大学法学部教授／当研究所理事長

〔本稿は二〇二二年度北海学園大学術研究助成（共同研究）を受けた調査・研究の一部である。〕

〔註〕

（１）参加は、ある辞典によれば「わがちあうことを強いられるというラテン語（略）に由来する語である。参加する、参加者、参加といった言葉の現代的用法には、もはや強制や強要といった意味は存在していないのだが、行動ないしは要請という意味が、いまでもそこに暗に存在していることにはかわらない。」という。T・ベネット／L・グロスバーク／M・モリス編（河野真太郎）秦邦生（大貫隆史訳）『新キーワード辞典』（ミネルヴァ書房、二〇一一年）三七七頁。

（２）ジェリー・ストーカー（山口二郎訳）『政治をあきらめない理由―民主主義で世の中を変えるい

くつかの方法」(岩波書店、二〇一三年) 一三三頁。

- (3) いずれも二〇一三年五月二六日に検索した。テキスト生成AIあるいは文章生成AIと言われる技術の利用については、利点とともに各種の難点も論じられている。山口真一によれば「ディープフェイクの民主化」「世論工作の民主化」も危惧されている(山口真一「ディープフェイクの民主化」AIを見破る技術もオープンに」(朝日新聞「二〇一三年六月九日参照。とはいえ、このような技術がやがて大きく拡散する可能性は高く、現時点でどのような水準にあるのかを知っておく必要はあるだろう。

- (4) なお、いずれのテキスト生成AIにおいても、同じ質問をしたからといって全く同じ回答が表示されるわけではない。従って、引用文は回答の一例であることに注意が必要である。

- (5) 北海道世論調査会のレポート「直近の世論調査から」については、以下のウェブサイトを参照。
<http://ronmeeting2013.web.fc2.com>

- (6) 公職選挙法では「選挙権を有する」(公職選挙法第9条)となっているので、正確には「選挙権者」ないし「選挙権を有する者」とすべきであろうが、一般にはこれらの者を「有権者」と呼ぶのが通例であるので、本稿でも混乱を避けるため「有権者」とすることとした。

- (7) 一時「マニフェスト」という表現も使われることがあったが、世間に定着したとは必ずしも言えそうにないので、従来から言い習わされてきた「公約」という言葉をあえて使うことにしたい。

- (8) 選挙の投票は、選出された政治家の「結果責任」を問うべきだとする議論もあり得るが、少なくとも日本の一般的な選挙においては、メディア等を含めて、「当選した暁にはこの人は何をしてくれるのだろうか」を基準にして投票するよう圧力がかけられているように思われる。

- (9) 日本の選挙回数(機会)の少なさ(任期の長さ)

については、これまでも多く論じられていると考えられるが、ここでは逆に欧米諸国の選挙について「投票はおそらく一年に一度くらいであろう」(ジェリー・ストーカー(山口二郎訳)『政治をあきらめない理由』(前掲、一三三頁)とする見解をあげておく。いつおこなわれるかわからない、政権の気まぐれのようにおこなわれる衆議院議員総選挙を除けば、自治体選挙は四年)とが基本(首長選挙と議会議員選挙とがうまくズレると二年に一度、さらに都道府県知事選挙と都道府県議会議員選挙がその間隙を縫う時期におこなわれるなら一年に一度)であり、参議院議員選挙は三年に一度である日本では一年に一度選挙機会があるのは多くはないであろう。

- (10) 第二の問題として指摘することは、すでに専門家の間で論じられていることは思われるが、筆者の力量不足と原稿準備時間の関係で調査を十分にはおこなっていないことをお詫びしなければならぬ。なお、日本の選挙制度の問題点についてわかりやすく解説しているものとしては、砂原庸介「民主主義の条件」(東洋経済新報社、二〇一五年)をあげておく。砂原は「今の日本の多くの有権者が考える常識的な要求が、政治の決定に反映されにくい政治のしくみがあるのではないか、その意思が政治に反映されない結果として、多くの有権者が政治に関わることを避けるようになるのではないか」(二四頁)として、第一部で日本の選挙制度の問題をあげている。ただし、筆者が第二の問題としている点に直接の言及は見当たらない。

- (11) 松下圭一編『市民参加』(東洋経済新報社、一九七一年)、篠原一編『市民参加』(岩波書店、一九七三年)などを参考文献として提示する奥田道大は、「住民参加・市民参加の問題が、わが国の都市政治・行政の領域において、より自覚的にとりあげられるようになったのは、一九六〇年代後半とくに七〇年代にはいつの新しい時期にぞく

する。」と述べている。奥田道大「住民参加の現状と課題」(『ジュリスト増刊総合特集「現代都市と自治」」、一九七五年四月、二五九頁)参照。

- (12) 西尾勝「計画過程における住民参加(一)」(『国家学会雑誌』第八四巻第九・一〇号、一九七一年)。
(13) 西尾勝「行政学の基礎概念」(東京大学出版会、一九九〇年)、三八九頁。

- (14) Sherry R. Arnstein "A Ladder of Citizen Participation," Journal of the American Institute of Planners, Vol. 35, No. 4, July 1969, pp. 216-224.

- (15) ジェリー・ストーカー(山口二郎訳)『政治をあきらめない理由』(前掲)二二四頁。

- (16) 札幌市自治基本条例では、第二条から第二十四条までで「市民参加の推進」をうたっているため、それで十分であるとする考え方もあろう。しかし、筆者は自治基本条例の抽象度の高い市民参加推進規定では不十分であると考ええる。

- (17) 住民参加・市民参加に過度に多くのことを期待することは避けなければならない。ジェリー・ストーカー(山口二郎訳)『政治をあきらめない理由』二二八頁以下を参照。

- (18) このほかにも参考になる手法の紹介はある。例えば、ジェリー・ストーカー(山口二郎訳)『政治をあきらめない理由』(前掲、第一章を参照された。

- (19) 各原則のより詳細な内容については、佐藤克廣「近隣自治区を活用した市民参加と市民参加の原理」(木寺元(研究責任者)『政策の「根拠」としての市民参加(平成二三年度札幌市大学提案型共同研究報告書』第二章、二〇一二年)を参照されたい。なお、この報告書第六章では研究参加者である佐藤克廣・木寺元・深谷健が共同で、この七原則に基づいて札幌市への提言をおこなっている。